

監査意見表明のための委託審査要領

平成12年11月14日
改正 平成17年2月15日
改正 平成18年7月12日
改正 平成20年10月17日
最終改正 平成24年4月10日
日本公認会計士協会

(総則)

1. 本要領は、監査事務所が次の審査等を当該監査事務所外の会員に委託しようとする場合の本会の紹介制度に係る事項を定めるものである。

(1) 公認会計士法第24条の2に規定する大会社等の監査業務において、当該監査業務に係る審査（四半期レビューに係る審査を含む。）を監査事務所内で実施できない個人事務所及び構成員4名以下の公認会計士共同事務所（以下「個人事務所等」という。）が、当該監査事務所外の会員を利用する場合。なお、この場合、大会社等以外の会社等の監査業務に係る審査において利用することを妨げるものではない。

(2) 公認会計士法第24条の2に規定する大会社等の監査業務において、当該監査業務に係る定期的検証を監査事務所内で実施できない個人事務所等が、当該監査事務所外の会員を利用する場合。なお、この場合、大会社等以外の会社等の監査業務に係る定期的検証において利用することを妨げるものではない。

(3) 監査法人、構成員5名以上の公認会計士共同事務所及び構成員により監査業務に係る審査を実施している構成員4名以下の公認会計士共同事務所（以下「監査法人等」という。）が、独立性に関する指針第1部第222項(1)に定める監査業務に係る審査（監査意見表明前のレビュー）を当該監査法人等の構成員でない会員に依頼する場合。

(4) 監査法人等が、独立性に関する指針第1部第222項(2)に定める監査業務の定期的な検証（監査意見表明後のレビュー）を当該監査法人等の構成員でない会員に依頼する場合。

(審査担当員の定義)

2. 本要領において審査担当員とは、本会の地域会に登録された次の事項を担当する公認会計士又は監査法人をいい、審査担当員が監査法人である場合は、第3項に定める業務執行者を含む。

(1) 個人事務所等が行う監査業務に係る審査（四半期レビューに係る審査を含む。）

(2) 個人事務所等が行う監査業務に係る定期的検証

(3) 監査法人等が行う、独立性に関する指針第1部第222項(1)に定める監査業務に係る審査（監査意見表明前のレビュー）

(4) 監査法人等が行う、独立性に関する指針第1部第222項(2)に定める監査業務の定期的な検証（監査意見表明後のレビュー）

(審査担当員の資格)

3. 審査担当員が公認会計士である場合は、公認会計士の資格取得後、5年以上の監査実務経験を有する者とする。また、審査担当員が監査法人である場合には、公認会計士の資格取得後、5年以上の監査実務経験を有する社員を業務を執行する者（以下「業務執行者」という。）とする。

(審査担当員の登録)

4. 審査担当員になろうとする公認会計士は、自己の経歴（監査実務経験を含む。）を所属地域会に提出するものとする。

5. 審査担当員になろうとする監査法人は、監査法人の沿革及び業務執行者の経歴（監査実務経験を含む。）を所属地域会に提出するものとする。

6. 地域会会長は、第4項又は第5項の書類の提出があったときは、第3項に掲げる要件を満たすかどうかを本会の担当部署の協力を得て確認し、その結果を申請者に通知するとともに、地域会の備置する審査担当員登録台帳に、審査担当員が公認会計士である場合は、その氏名、監査法人である場合は、その名称及び業務執行者の氏名を登載する。
7. 地域会会長は、定期的に審査担当員登録台帳の写しを他の地域会及び本会に送付するものとする。
8. 審査担当員は、審査等の過程で知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。
(審査担当員が継続できる期間)
9. 審査担当員は、第2項(1)及び(3)の審査を連続して行うことができる期間については大会社等に係る業務の制限の特例である公認会計士法第24条の3又は同法第34条の11の3の適用があることに留意しなければならない。
(審査担当員の紹介・委託)
10. 審査担当員の紹介を受けようとする監査事務所は、所属地域会に申し入れるものとする。
11. 審査担当員紹介の申入れを受けた地域会は、審査担当員登録台帳(他の地域会の審査担当員登録台帳の写しを含む。以下同じ。)を監査事務所の閲覧に供するものとする。
12. 監査事務所は、審査担当員登録台帳から審査担当員となるべき者を選定し、当該審査担当員となるべき者と十分に協議した上で審査等を委託することとした場合には、その旨を当該審査担当員となるべき者に通知するとともに、所属地域会に審査等の対象会社等の名称、決算期、審査担当員の氏名(監査法人である場合には、その名称及び業務執行者の氏名)を通知するものとする。
ただし、審査等の対象会社等と公認会計士法及び倫理規則に規定する利害関係のある者は、当該審査等を受託してはならない。
13. 監査事務所は、審査担当員の氏名(監査法人である場合には、その名称及び業務執行者の氏名)を審査等の対象会社等に通知し、監査契約上の必要な手続等につき審査等の対象会社等と事前に十分協議を行い、必要な措置を講じなければならない。
(審査等の費用)
14. 監査事務所は、審査担当員に審査等の報酬を支払うものとする。
15. 審査等の報酬の額及び支払方法は、当事者間で協議、決定するものとする。
16. 監査事務所は、審査等の報酬を監査報酬に含めて審査等の対象会社等に請求するものとする。
(その他)
17. 第2項(1)及び(3)の監査業務に係る審査を依頼するに当たっての審査の方法や留意事項及び審査資料の様式例については、中小事務所等施策調査会研究報告第2号「委託審査制度における審査の方法等について」など関係する委員会の公表する資料が参考となる。
18. 第2項(2)及び(4)の監査業務に係る定期的検証を依頼するに当たっての検証の方法や留意事項及び検証資料の様式例については、中小事務所等施策調査会研究資料第2号「中小監査事務所向け監査ツール「品質管理システムの監視に関するガイド」」など関係する委員会の公表する資料が参考となる。
19. 監査責任者及び審査担当員(監査法人である場合は業務執行者)は、本会が実施する審査に関する研修を受けるものとする(業務執行者が監査法人内で審査実務に関する研修を受けている場合を除く。)

附 則

本制度は、平成13年3月31日以降終了する事業年度の証券取引法に基づく監査から適用することができる。ただし、当該監査に係る平成13年3月30日以前に終了する中間会計期間の監査への適用は省略できるものとする。

附 則 (平成17年2月15日改正)

平成17年2月15日改正後の本要領は、平成17年4月1日以後開始する事業年度の大会社等の監査（中間監査を含む。）から適用する。

附 則（平成18年7月12日改正）

平成18年7月12日改正後の本要領は、平成18年7月31日以後終了する事業年度の大会社等の監査（中間監査を含む。）から適用する。ただし、改正後の本要領のうち、第21項から第23項の規定は、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書第32号「監査業務における品質管理」を適用する事業年度の大会社等の監査（中間監査を含む。）から適用する。

附 則（平成20年10月17日改正）

「監査意見表明のための委託審査要領」の一部改正について（平成20年10月17日）は、平成20年10月17日から適用する。

附 則（平成24年4月10日改正）

平成24年4月10日の改正規定は、平成24年8月1日から適用する。